



熊本県公報

第12835号
令和元年(2019年)
6月28日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○造成宅地防災区域の指定	(建築課) 1
○造成宅地防災区域の指定	(〃) 2
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 3
○使用料の収納事務委託	(港湾課) 3
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃) 4
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の廃止	(障がい者支援課) 4
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の廃止	(〃) 4
○造成宅地防災区域の指定	(建築課) 5
公 告	
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録の変更	(森林整備課) 5
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課) 5
○農用地利用配分計画の認可	(〃) 6
○農用地利用配分計画の認可	(〃) 7
○農用地利用配分計画の認可	(〃) 7
○農用地利用配分計画の認可	(〃) 7
○農用地利用配分計画の認可	(〃) 8
○農用地利用配分計画の認可	(〃) 8
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 8
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 9
○公共測量の実施	(監理課) 9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築家) 9
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 9
登 載 依 頼	
○定時登録における直接請求の連署基準数	(選挙管理委員会) 10
○定時登録における直接請求の連署基準数	(〃) 10
○熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器(令和元年度(2019年度)導入分)の賃貸借に係る一般競争入札参加資格等	(警察本部情報管理課) 11
○熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器(令和元年度(2019年度)導入分)の賃貸借に係る一般競争入札の実施	(〃) 11

告 示

熊本県告示第128号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。
令和元年(2019年)6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

広崎1地区(大規模)

上益城郡益城町大字広崎字内無田384番1、384番3、384番4、384番5、384番6、385番、385番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、386番1、386番2、389番1、389番2、390番1、390番2、390番3、390番4、390番5、391番1、391番2、391番3、391番4、391番5、391番6、391番7、391番8、391番9、393番5、394番1、394番4、394番5、394番6、394番7、394番8、395番2の一部(次の図に示す部分に限る。)、396番1、396番2、396番3、396番4、396番5、396番6、396番13、396番14、396番15、396番16、430番1、430番2、430番3、430番4、430番5、430番6、430番7、430番7地先の道の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、430番8、430番9、4

28番15、528番16、528番17、529番3、529番4、529番4地先の
 の脱落地、529番5、529番6、529番7、529番8
 上益城郡益城町大字広崎字居屋敷530番1、530番2、530番3、530番4、
 530番5、530番6、531番1、532番1、532番2、532番3、532番
 4、532番5、532番6、533番1、533番2、533番3、533番4、
 533番7、533番8、533番9、533番10、534番、535番、536番、
 537番、538番、539番・540番1合併1、540番2、540番3、541
 番、542番、543番、544番、545番1、545番2、546番1、546番
 2、549番、550番1、550番2、551番、552番、553番、554番、
 555番1、555番3、555番4、558番の一部(次の図に示す部分に限る。)、
 559番1、559番2、559番3、610番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、
 610番3、610番4、610番5、610番6、610番7、619番1、620
 番、621番2、621番3、621番4、622番2、622番3、623番、62
 3番2、623番3、623番4、623番5、624番1、624番2、624番3、
 624番4、625番、626番、627番、627番2、628番、628番2、6
 28番2地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、629番1、629番3、62
 9番4、629番5、629番6、629番7、630番1、630番4、630番5、
 630番6、630番7、631番1、631番4、632番1、633番1、634
 番1、634番2、635番1、636番1、636番2、637番1の一部(次の図
 に示す部分に限る。)、639番1、639番2、640番、642番1、642番2、
 643番1、643番2、643番3、643番4、643番5、643番6、644
 番1、647番、648番1、648番2、648番3、655番、655番地先の水
 の一部(次の図に示す部分に限る。)、656番1、656番2、656番3、657番
 1、657番2、658番1、658番4、658番5、658番11
 上益城郡益城町大字広崎字大友660番1、660番2、660番3、660番7、
 660番8、660番9、660番10、660番11、662番1、662番2、6
 62番3、662番4、662番5、663番1、663番2、663番3、664番、
 665番、666番
 (「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に
 備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第130号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サー
 ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
 令和元年(2019年)6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
有限会社つくし の里	ショートステイ つくしの里	合志市野々島3 871番地	令和元年 (2019 年)6月1 8日	短期入所生活 介護

熊本県告示第131号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のと
 おり熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条に掲げる日の使用
 料の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。
 令和元年(2019年)6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
熊本県港湾管理条例(昭和41年熊本県条例第42号)第6条に規定する使用料の収
納事務
- 2 委託の相手方
ハートリンク水俣 代表者 株式会社山翠園
代表取締役 前田宜重
葦北郡芦北町大字芦北2593番地1
- 3 委託する期間
令和元年(2019年)6月28日から令和4年(2022年)3月31日まで

熊本県告示第132号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サー
 ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和元年(2019年)6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社MHS	株式会社MHS 熊本営業所	阿蘇郡高森町高森2164番地4	令和元年(2019年)7月1日	福祉用具貸与
株式会社MHS	株式会社MHS 熊本営業所	阿蘇郡高森町高森2164番地4	令和元年(2019年)7月1日	特定福祉用具販売

熊本県告示第133号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和元年(2019年)6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社MHS	株式会社MHS 熊本営業所	阿蘇郡高森町高森2164番地4	令和元年(2019年)7月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社MHS	株式会社MHS 熊本営業所	阿蘇郡高森町高森2164番地4	令和元年(2019年)7月1日	特定介護予防福祉用具販売

熊本県告示第134号

次のとおり児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和元年(2019年)6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
まいすてっぷ Kids 宇土市松原町宇大坪6番地6	NPO法人こころ・コミュニケーションの発達支援 宇土市新町二丁目28番地 濱下 かおり	令和元年(2019年)6月18日	4352300091	指定保育所等訪問支援

熊本県告示第135号

次のとおり児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和元年(2019年)6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
-------------	---------------------------	-------	-------	------------

放課後等デイサービス てらす 合志市幾久富1 656番地22 6号	株式会社ウッドランドパス 熊本市北区清水本町 4番1号 荒木 周子	平成31年 (2019年) 5月31日	435290 0197	指定放課後等デイサービス
--	--	---------------------------	----------------	--------------

熊本県告示第136号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年（2019年）6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落見地区七滝③
上益城郡御船町大字七滝字落見6156番、6156番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 2 大坂地区木倉④
上益城郡御船町大字木倉字大坂5624番1、5624番1地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 3 東禅寺地区辺田見⑦
上益城郡御船町大字辺田見字東禅寺868番2、868番3
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び御船町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第121号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり生産事業者から登録証の記載事項に変更があった旨の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和元年（2019年）6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（変更前）

登録番号	熊本県八代第560号
生産事業者の氏名及び住所	八代森林組合 熊本県八代市泉町下岳101番地
生産事業の内容	幼苗の育成
事業所の名称及び所在地	八代森林組合 熊本県八代市泉町下岳101番地

（変更後）

登録番号	熊本県八代第560号
生産事業者の氏名及び住所	八代森林組合 熊本県八代市泉町下岳101番地
生産事業の内容	種穂の採取、種穂の精選、幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成
事業所の名称及び所在地	八代森林組合 熊本県八代市泉町下岳101番地
変更年月日	令和元年（2019年）5月8日

熊本県公告第122号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和元年（2019年）6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

中村 竜郎	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字荒野7番13ほか2筆
和田 幸治	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字土木園962番ほか1筆
田口 英一郎	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字佐土原2160番1ほか2筆
萩原 健	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字三平松3003番17ほか7筆
植木 義弘	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字知敷原5番3
守屋 研一	球磨郡錦町木上北	球磨郡錦町大字木上東字梅木481番1
堀川 輝雄	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字京出1605番ほか1筆
株式会社豊ファーム	球磨郡水上村岩野	球磨郡水上村大字岩野字高瀬622番2ほか1筆
岩見 晴雄	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字朝ノ迫185番53ほか1筆

2 認可年月日
令和元年(2019年)6月25日

熊本県公告第123号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和元年(2019年)6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
大家 聖矢	玉名市横島町共栄	玉名市横島町共栄字新栄283番1
田上 三千男	玉名市天水町立花	玉名市天水町小天字山ノ崎7134番
木村 寿男	玉名市天水町小天	玉名市天水町小天字八鉢下6838番
高峰 充	玉名市天水町部田見	玉名市天水町部田見字葭原2332番
白木 智之	玉名市大浜町	玉名市滑石字野田219番3
中野尾 晃	玉名市玉名	玉名市玉名字堀添309番1ほか3筆
藤森 康徳	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字上牟田1386番 (一時利用地 玉名市岱明町扇崎字上牟田68番3)
前田 徳幸	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字上牟田1403番ほか2筆 (一時利用地 玉名市岱明町扇崎字上牟田52番2)
小路 信一	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字野添1008番ほか2筆
菊本 克也	玉名郡長洲町清源寺	玉名郡長洲町大字清源寺字遠見下3182番2ほか6筆
株式会社木村デー リィファーム	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町新田字江上617番1ほか2筆
松本 吉弘	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町新田字江上621番3ほか1筆
竹田 益巳	熊本市東区長嶺東	八代郡氷川町野津字南井上4382番
長本 竜一	上天草市大矢野町上	上天草市大矢野町中字毛四郎4942番1ほか1筆

2 認可年月日

令和元年(2019年)6月25日

熊本県公告第124号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和元年(2019年)6月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人かし ま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字下六嘉字百海124 3番3ほか1筆
松永 雄治	上益城郡嘉島町上六 嘉	上益城郡嘉島町大字下六嘉字辻り石48 番1
株式会社阿蘇カル デラRC	阿蘇市狩尾	阿蘇市内牧字南新井手883番ほか3筆
株式会社阿蘇カル デラRC	阿蘇市狩尾	阿蘇市三久保字千町無田233番274 ほか18筆
栃原 薫	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字御領水142 5番1ほか10筆

2 認可年月日

令和元年(2019年)6月25日

熊本県公告第125号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和元年(2019年)6月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社下巢畑農 産	阿蘇郡小国町下城	阿蘇郡小国町大字下城字谷2878番9 6ほか3筆
株式会社下巢畑農 産	阿蘇郡小国町下城	阿蘇郡小国町大字黒淵字下巢5036番 196ほか11筆

2 認可年月日

令和元年(2019年)6月25日

熊本県公告第126号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和元年(2019年)6月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟449番4ほか1筆
前田 栄治	宇土市城塚町	宇土市笹原町字下ノ割646番ほか2筆
有限会社重元園芸	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟422番

2 認可年月日

令和元年(2019年)6月25日

熊本県公告第127号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和元年（2019年）6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人おこば	人吉市大畑麓町長谷川内	人吉市大畑麓町字舟ノ鼻3148番1ほか8筆
株式会社九州男	人吉市中青井町	人吉市上原田町字菖蒲字内布道上1227番ほか7筆
内布 敬正	球磨郡球磨村渡甲	球磨郡山江村大字万江甲字榎木町216番1ほか3筆
内布 敬正	球磨郡球磨村渡甲	球磨郡山江村大字万江甲字田中329番
竹元 久	天草市新和町小宮地	天草市新和町中田字恵利1595番1ほか1筆
大新牧場森岡畜産合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前4645番
畑中 五男	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字森ノ下4905番3ほか3筆
大田 雄一	天草市新和町大多尾	天草市新和町碓石字登尾2968番ほか2筆
大仁田 繁利	天草郡苓北町志岐	天草市佐伊津町字屋形ノ丸4150番2
倉田 政幸	天草市本町本	天草市本町本字上野557番1ほか8筆
株式会社山並ファーム	天草市倉岳町宮田	天草市倉岳町棚底字宮ノ後864番ほか7筆
株式会社くらたけ	天草市倉岳町棚底	天草市倉岳町棚底字曲尾690番ほか1筆

2 認可年月日

令和元年（2019年）6月28日

熊本県公告第128号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和元年（2019年）6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
吉田 友洋	山鹿市長坂	山鹿市長坂字鑑1499番
山崎 繁治	葦北郡津奈木町津奈木	葦北郡津奈木町大字津奈木字野々田102番1ほか1筆

2 認可年月日

令和元年（2019年）6月28日

熊本県公告第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字平田字小柳1078番1
411.53平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

上益城郡益城町大字平田963番地
上村 弘樹

熊本県公告第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和元年（2019年）6月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字北拾町2000番228の一部
465.07平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市豊岡2000番地1653
社会福祉法人共生福祉会

熊本県公告第131号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により上天草市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和元年（2019年）6月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（空中写真測量）	令和元年（2019年） 6月10日から 令和2年（2020年） 2月28日まで	上天草市

熊本県公告第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和元年（2019年）6月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
山鹿市山鹿字永田821番1、同821番2、同821番3、同822番1、同822番2、同823番、同824番1、同824番2、同824番3、同825番、同826番、同827番1、同827番2、同827番3、同827番4、同827番5及び同827番6
21,953.11平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県福岡市東区多の津1丁目12番2号
株式会社トライアルカンパニー

熊本県公告第133号

菊池市に事務所を置く七城町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。
令和元年（2019年）6月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	緒方 奨	菊池市七城町水次136番地
理事	高木 良精	菊池市七城町砂田1613番地
理事	徳永 賢二郎	菊池市七城町流川406番地
理事	古閑 輝彦	菊池市七城町瀬戸口748番地
理事	富田 昇	菊池市七城町荒牧426番地
理事	坂崎 明義	菊池市七城町甲佐町176番地
理事	田代 喜司雄	菊池市七城町高島988番地
理事	井主 哲郎	菊池市七城町亀尾366番地

理事	田代 浩一	菊池市七城町蘇崎 1 2 7 番地
理事	穂波 勝則	菊池市七城町橋田 9 8 番地
監事	栃原 秀樹	菊池市七城町高田 5 4 8 番地 2
監事	本田 憲一	菊池市七城町高島 8 5 5 番地 2
監事	小川 一郎	菊池市七城町亀尾 6 6 3 番地 1
就任		
理事	緒方 奨	菊池市七城町水次 1 3 6 番地
理事	高木 良精	菊池市七城町砂田 1 6 1 3 番地
理事	秋岡 博幸	菊池市七城町山崎 7 5 番地 2
理事	渡辺 信利	菊池市七城町蘇崎 1 0 3 6 番地 2
理事	平田 賢二	菊池市七城町高田 7 1 1 番地
理事	知里口 和博	菊池市七城町加恵 2 6 4 番地
理事	宮崎 俊美	菊池市七城町小野崎 4 2 1 番地
理事	中川 勝博	菊池市七城町高島 4 9 7 番地
理事	富田 康雄	菊池市七城町台 5 7 1 番地
理事	瀬田 俊治	菊池市七城町新古閑 5 6 9 番地 1
理事	坂本 道博	菊池市七城町亀尾 2 4 4 1 番地
監事	村田 俊一	菊池市七城町清水 3 4 3 番地 1
監事	足達 博幸	菊池市七城町流川 2 0 6 番地 8
監事	堀田 英臣	菊池市七城町林原 1 0 6 0 番地

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和元年（2019年）6月28日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の50分の1 29, 530
 その総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 284, 561

熊本県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数及びその総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和元年（2019年）6月28日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の3分の1の数

選挙区名	
熊本市第二選挙区	60, 670
八代市・八代郡選挙区	38, 817
人吉市選挙区	9, 147
荒尾市選挙区	14, 762
水俣市選挙区	7, 044
玉名市選挙区	18, 550
天草市・天草郡選挙区	25, 210
山鹿市選挙区	14, 753
菊池市選挙区	13, 585
宇土市選挙区	10, 322
上天草市選挙区	7, 897
宇城市・下益城郡選挙区	19, 529
阿蘇市選挙区	7, 424

合志市選挙区	16, 241
玉名郡選挙区	11, 612
菊池郡選挙区	20, 156
阿蘇郡選挙区	10, 341
上益城郡選挙区	23, 617
葦北郡選挙区	6, 376
球磨郡選挙区	15, 247
その総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
選挙区名	
熊本市第一選挙区	137, 102

熊本県警察本部告示第4号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和元年（2019年）年6月28日

熊本県警察本部長 小山 巖

1 競争入札に付する事項

熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器（令和元年度（2019年度）導入分）の賃貸借

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和元年（2019年）7月8日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和4年（2022年）3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和3年（2021年）10月1日から令和3年（2021年）11月30日（熊本県の休日等を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第13号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）6月28日

熊本県警察本部長 小山 巖

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器（令和元年度（2019年度）導入分）の賃貸借

(2) 借入物品及び数量

熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器 一式

(3) 業務に係る発注・契約担当部局

熊本県警察本部警務部情報管理課システム運用係（熊本県庁警察棟4階）

- (4) 郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
 - (5) 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
借入物品の規格、品質等
熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器(令和元年度(2019年度)導入分)の賃貸借に係る要求仕様書(以下「仕様書」という。)による。
 - (6) 契約期間の日から令和7年(2025年)12月31日(水)まで
 - (7) 借入期間
令和2年(2020年)1月1日(水)から令和7年(2025年)12月31日(水)まで
 - (8) 納入期限
令和元年(2019年)12月27日(金)まで
 - (9) 納入場所
仕様書のとおりとする。
 - (10) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札は、電子的に電子入札システムを使用し、電子入札システムに接続し、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。認められる者
アイ 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (11) 入札金額
入札金額は、賃借料(保守料込み)1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、72月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
 - (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
 - (13) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のお入札業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、アからエまでのとおり競争入札参加資格を有している場合、入札参加資格を有している場合、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの間、競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
イ 公告の日から令和元年(2019年)7月8日(月)午後5時まで
ウ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
エ 1(4)の入札担当部局
ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
 - エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
 - (2) 仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機器等一覧を令和元年(2019年)7月16日(火)午後5時までに熊本県警察本部警務部情報管理課に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）及び第2条第1項の定めによる者であること。

(6) 次に掲げる事項のいずれにも該当し、又は暴力的に非難されるべき関係を有しているとき。役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は利益を享有し、又は第三者に損害を及ぼす目的をもって、暴力団の威嚇行為等を行うこと。エ 役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。オ 役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である若しくは本業務に従事する者の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合、遊技等の交遊が継続的に行われ、暴力団員等を招待する場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることと確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

アイウ 競争入札参加資格確認申請書
機能等証明書技術審査結果通知書
役員等一覧

(2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間
公告の日から令和元年（2019年）7月23日（火）午後5時まで

(4) 提出先
1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和元年（2019年）7月23日（火）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和元年（2019年）8月8日（木）まで行う。

(3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和元年（2019年）8月7日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和元年（2019年）8月8日（木）午前11時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和元年（2019年）8月7日（水）（必着）までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、

- 中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(7)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(4)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（72月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県警察本部警務部情報管理課システム運用係
電話番号 096-381-0110（内線2443）
ファックス番号 096-381-2048

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関する事。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関する事。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of the services to be leased:

A set of servers for Kumamoto Prefectural Police

(2) Date and Place for tender:

Date: August 8 2019, 11:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government Accounts Department,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,
Information Management division

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan

Phone: 096-381-0110(2443)

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen